

議案第43号

佐野市印鑑条例の改正について

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年6月7日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市印鑑条例の一部を改正する条例

佐野市印鑑条例（平成17年佐野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「からの申請」を「による持参」に改める。

第8条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第15条中「前条」の次に「及び次条」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第15条の2 前2条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第16条第1項中「前条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理 由

多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するため、本条例を改正したので提案するものです。

議案第43号参考資料

佐野市印鑑条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項の規定による代理人からの申請があったときは、代理人に対しても市長が適当であると認める書類による本人確認を行うものとする。</p> <p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は<u>き損した</u>ときは印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添え、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>(専用端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用端末機に印鑑登録証を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項の規定による代理人による持参があったときは、代理人に対しても市長が適当であると認める書類による本人確認を行うものとする。</p> <p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人（以下「印鑑登録者」という。）は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は<u>毀損した</u>ときは印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添え、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>(専用端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第15条 前条及び次条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用端末機に印鑑登録証を使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p>第15条の2 <u>前2条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、印鑑登録証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、電子署名等に係る地方公共団体</u></p>

(暗証番号の登録)

第16条 前条の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、暗証番号登録申請書に印鑑登録証を添えて、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録を申請しなければならない。

2～4 (略)

情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(暗証番号の登録)

第16条 第15条の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、暗証番号登録申請書に印鑑登録証を添えて、あらかじめ自ら市長に暗証番号の登録を申請しなければならない。

2～4 (略)